



2022年3月15日

各 位

会社名 株式会社 Photosynth
 代表者名 代表取締役社長 河瀬 航大
 (コード番号：4379)
 問い合わせ先 取締役 経営管理部長 高橋 謙輔
 TEL. 03-6630-4585

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年3月30日に開催を予定している定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の拡大及び子会社の設立に伴い、グループ全体としての連携強化や業務効率向上を図ることを目的として、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」が2022年9月1日に施行されることに伴い、「株主総会資料の電子提供制度」の導入に備えるために、現行定款の一部変更を行うものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③変更案第15条の新設により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～8. (条文省略) (新 設) <u>9. ～11.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～8. (現行どおり) <u>9 グループ会社等の運営のための経営企画、総務、人事、経理財務関連業務及びその他必要と認められた業務</u> <u>10</u> (現行どおり) <u>11</u> (現行どおり) <u>12</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>附則第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日(水)
定款変更の効力発生日 2022年3月30日(水)

以上